

職員の懲戒処分について

1 審議した会議（開催日）

令和3年度11月定例教育委員会（令和3年11月18日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり懲戒処分とする案の説明があった。

- ① 令和3年4月23日（金）、県内において10代女性に自己の陰部を露出し、面前で見せつけるわいせつな行為を行った。令和3年7月14日（水）、強制わいせつの容疑で逮捕され、令和3年8月4日（水）に「強制わいせつ罪」により起訴された延岡市の県立学校教諭の免職
- ② 部下職員が令和3年4月23日（金）、県内において、10代女性にわいせつな行為を行ったことについて、管理職である校長として、部下職員に対する指導監督が十分でなかった延岡市の県立学校校長の戒告

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、この事案が発生した経緯について質問があり、教職員課長が説明した。
- ・ 委員から、校長の指導監督について質問があり、教職員課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。